2019年（平成31年）
3/25
No. 1172

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所 一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（広報部）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

東ト協

常任理事会

東京都トラック協会（浅井隆会長）は3月18日、東ト総合会館で平成30年度第4回常任理事会を開催し、役員改選期における会長選挙に関する取り扱い方針案や、31年度事業計画書・収支予算書案などを審議・承認した。来年度事業の推進に当たっては、業界が直面する課題解決に向けた今後の行動方針を策定し、これに基づき、新たな支部補助金の創設をはじめ、各種の取り組み施策を盛り込んだ事業計画・予算案を編成した。3月28日に開催する今年度第6回理事会に諮った上で、正式決定する。

来年度事業計画・予算案を承認

常任理事会では冒頭、浅井会長があいさつし、直面する業界課題として深刻化するドライバー不足に言及し、「政府が『ホワイト物流』の推進を提唱している。この機会に、ドライバーの労働条件の改善などを積極的に進める必要がある」と強調。

その上で「協会運営を円滑に行い、『会員重視』『会員のための協会』の実現を念頭に置いて、課題解決に取り組んでいきたい」と述べた。

議事ではまず、総務小委員会における検討結果として、会長選挙に関する取り扱い方針案や、支部内部化に伴う検討事項と優先順位などについての方針案（**記事別掲**）に関して報告し、審議・承認した。

五輪対応などで支部補助金創設

課題解決に向け行動方針を策定

会長選挙に関する方針案では、会長は会員の総意に基づいて選出することが望ましいとした上で、会長候補者の選出は円滑な協会運営への影響を考慮し、「会長候補者選考委員会」（仮称）など選出機関における協議による選出を原則とすべきとした。

この後、来年度の事業計画書案や会費の額および納入方法案、予算書案を審議・承認した。

来年度の事業計画案では、直面する課題解決に向けた具体的な取り組みの方向性として、5つの視点を明示した今後の行動方針（**記事別掲**）を策定し、これに基づき、各種施策を推進する。

具体的な取り組みとしては、新たな支部支援策として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて実施される交通需要マネジメント（TDM）などへの対応機能の強化や支部活動の活性化を図るため、支部補助金（2年間）を創設し、1支部当たり年間80万円を交付する。

また東ト協の働き方改革として、女性ドライバーの確保推進を図るため、運転免許取得助成（5年間）を実施する。さらに、環境対策の最重点事業であるグリーン・エコプロジェクト事業への参加拡大・拡充を図るため、事業体制などの見直しを行う。

これら施策に加え、「トラックフェスタ TOKYO 2019」を開催し、トラック輸送の役割や東ト協の安全・環境対策の取り組みなどを広く情報発信する。また各支部の危機管理対応を強化するため、来年度も1支部当たり100万円を交付する。

このほか、交通安全対策の一環として、安全運転や運転マナーなどを競う、支部主催のベストドライバーコンテストを実施した支部に対して助成し支援する。

「トラックの日」児童絵画コンテストについては、広報事業の一環に位置付けて実施。業界が社会との共生を目指して、交通事故防止や地球環境の保全に取り組んでいることをPRし、理解促進を図る方針だ。

「会員重視」の実現 直面する課題解決へ

今後の行動方針案

東ト協は、新たに「今後の行動方針」を策定し、来年度から推進する。これにより、浅井会長が掲げる「会員重視」「会員のための協会」の実現をはじめ、東京2020大会や働き方改革、労働力不足への対応など、直面する業界課題の解決に向けた具体的な取り組みの方向性を明確化し、効果的に協会施策を進める方針だ。

方針案では、5つの視点と具体的な施策を明示し推進する。実施期間は来年度から2年間。

行動方針案の内容は、次の通り（カッコ内は具体的な取り組み施策）。

視点①＝東京2020大会を見据えた地域活動活性化の推進（支部補助金の創設、都などと連携・協力した「トラック時報」によるTDMなどの情報発信）

視点②＝新たな人材を確保・発掘するための東ト協働き方改革（女性ドライバーの確保推進、AIやIoT活用研究）

視点③＝安全（交通・労災）・環境対策事業の推進（第一当事者死亡事故ゼロへの挑戦やドライバーコンテストの充実、グリーン・エコプロジェクト事業の見直し、環境対策基金の造成）

視点④＝情報発信力の強化（「トラックフェスタTOKYO 2019」の実施、東京2020応援プログラムへの申請）

視点⑤＝危機管理への対応（災害時の物流専門家・物流コーディネーターの育成と緊急輸送体制の整備などや、支部BCP策定支援）

選考委による協議で候補者選出を原則に

会長選挙に関する取り扱い方針案

東ト協総務委員会（水野功委員長）は3月11日に開催した委員会で、総務小委員会における検討結果の報告を受け、役員改選期における会長選挙に関する取り扱い方針案などを審議・承認した。

方針案は、次の通り。

①会長は、会員の総意に基づいて選出されることが望ましい

②会長選挙によって協会運営がストップしてしまうことは大きな弊害である

③会長候補者を選出する機関（仮称「会長候補者選考委員会」）などにおける協議での会長候補者選出を原則とすべきである

④会長候補者の選出機関において選出された会長候補者の有無にかかわらず、会長候補者として立候補または推薦があった場合には、「会長候補者の選出に関する規程」による選挙とする

⑤「会長候補者の選出に関する規程」を一部改正・追加、あるいは新規程を制定して、あらかじめ前記③および④による会長候補者選出のための手続きを定める

⑥会長の任期については、原則として3期6年を上限とする

また、支部内部化に伴う検討事項などに関しては、まず①各支部が主催する研修会や健康診断などの情報を本部から発信し、主催支部以外の会員でも参加できるようにする仕組みづくり（グループ化による会員サービスの均一化）について検討し、②各支部の人件費や、支部をグループ化した場合のメリット・デメリットについて、継続調査する方針。

国交省

中小企業向け ハイブリッド車導入補助

交付予定枠申し込みを受付中

国土交通省は、平成30年度第2次補正予算による「中小企業向けハイブリッドトラック等導入支援事業」について、3月15日から補助金の交付予定枠申し込みを受け付けている。受付期間は5月31日まで（ただし、受付期間は車両登録日により異なる）。

補助申請に先立ち、交付予定枠の申し込みを行い、地方運輸局長の内定通知を受けていないと、補助申請はできない。

交付予定枠の申し込み期間は、次の通り。

▽30年12月21日～今年3月29日までの新車新規登録車（予定含む）＝3月15日～4月19日（必着）

▽今年4月1日～7月31日までの新車新規登録車（同）＝3月15日～5月31日（同）

申請対象車両は原則として、30年12月21日～今年7月31日までの間に新車新規登録したハイブリッドトラック。ただし、交付予定枠の内定通知を受けたものに限る。また、最大積載量2㌧かつ車両総重量4㌧以下の車両は対象外。

申請受付期間は新規登録の日から30日を経過した日まで。なお、今年3月29日までに登録されたものは5月31日まで、6月30日までに登録されたものは7月31日まで。

対象事業者は中小トラック事業者など（資本金3億円以下または従業員数300人以下）。

補助率は通常車両価格との差額の3分の1。

補助予算額は9900万円。

なお、詳細は国交省ホームページを参照（東ト協HPにリンクを掲載）。

全ト協

テールゲートリフター補助

抽選で交付決定

全日本トラック協会は3月19日、平成30年度第2次補正予算による「中小トラック運送事業者向けテールゲートリフター導入支援事業」について、抽選により交付決定した。

補助申請額が1台目分で1億4680万円に達し、予算額（1億円）を超過したためで、これに伴い、2台目の申請分は補助されない。

紙面あんない

第10回取引・労働時間改善東京協議会 2
関係行政、働き方改革関連法施行で要請 3
東ト協、経営教育・労務厚生各委員会 4
環境委員会、GEP参加促進・拡大へ 5
東ト協、29年度決算版「経営分析」結果 7

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用 R80

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因（数量・支払条件・地域ほか）により多少の幅があります（消費税込み）。

1ℓ当たりの軽油価格 2月分（東ト協調べ）

☆スタンド	平均＝110.9円
☆ローリー	平均＝101.3円
☆元売り発行カード	平均＝110.1円
☆ディーラー発行カード	平均＝104.8円

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

東運支局・東労局

第10回 取引・労働時間改善 東京都地方協議会

コンサル事業結果を報告 アドバンス事業を実施へ

東京運輸支局と東京労働局は3月15日、東ト総合会館で第10回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京都地方協議会」を開催し、平成30年度に実施したコンサルティング事業（実証実験）結果を報告するとともに、来年度以降の取り組みについて審議・承認した。

同日は冒頭、東労局の前田芳延局長と関東運輸局の掛江浩一郎局長があいさつ。掛江局長は改正標準貨物自動車運送約款への対応状況について、東京では新約款へ移行した事業者は約65％と説明し、未対応の事業者は早期に対応するよう求めた。

議事ではまず、コンサル事業として実施した、佐川急便と協力会社による荷扱い時間と手待ち時間削減の取り組みに関して報告。

同社木更津営業所では、積み込みに伴う附帯作業時間と無作業時間（手待ち時間）が多く、運転者の拘束時間が長時間になっており、その改善策について実証実験を行った。

具体的には、IT点呼による車庫から営業所までの移動時間の削減や、荷扱い作業員の配置による荷役作業を分離する取り組みなどを実施。

その結果、1日の拘束時間は平均1時間27分削減され、運転者の負担も軽減するなどの効果があった。ただ、これら対策に伴う費用負担のあり方が検討課題となっている。

引き続き、先に策定された「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及・定着に向けた取り組みについて説明し、荷主と事業者が協力して取り組むことを確認した。

また、働き方改革関連法が4月から施行されることに伴い、労働基準法などの改正規定を説明したほか、貨物自動車運送事業法の改正や、「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」策定などについて報告。

さらに、来年度以降の取り組みについて審議。自動車運転業務に対する時間外労働の上限規制適用に向けて、「アドバンス事業」の実施や「ホワイト物流実現国民運動」（いずれも仮称）の推進などに取り組む方針。

アドバンス事業は、課題が異なる輸送品目ごとに改善策を検証するもので、今後、対象候補を検討し実施する方針だ。

国交省

保安基準適合標章 電子申請用の様式追加

国土交通省自動車局は3月8日、道路運送車両法施行規則と指定自動車整備事業規則の一部改正を公布・施行した。これにより、電子申請に対応し、自動車検査員などの押印を不要とする保安基準適合標章の新たな様式を追加した。

同省は、自動車保有関係手続きをオンラインで一括申請が可能なワンストップサービス（OSS）を推進しているが、OSS申請について平成29年4月から、指定自動車整備事業者（いわゆる指定整備工場）が交付する保安基準適合証について、電磁的方法による取り扱いを行っている。

ただ、ユーザーに交付する保安基準適合標章には、自動車検査員などの記名と押印が必要であり、整備事業者にとって一定の負担となっていた。

このため、自動車検査員などの作業の効率化を図るとともに、より一層のOSSの普及促進を進める観点から、今回の改正により、押印を省略できる電子申請用の様式を追加したもの。

国交省

商法改正に伴い 標準運送約款など改正

国土交通省は4月1日から、貨物自動車運送事業法および貨物利用運送事業法に基づく、各標準運送約款（告示）などを改正し、施行する。商法および国際海上物品運送法の一部改正が同日付で施行されることに伴い、標準運送約款などの関係規定について所要の改正を行うもの。

改正商法における運送関係の改正事項は、電磁的方法による送り状の提供や危険物に関する通知義務、運送賃の請求権、運送人の損害賠償責任、損害賠償の額、高価品に関する特則の適用除外などの規定に関するもの。

これら改正規定に対応し、標準貨物自動車運送約款をはじめ、宅配便・引越・特定信書便などの各標準運送約款などを改正する。

なお、これら改正に伴う手続きなど詳細は、全日本トラック協会ホームページを参照。

国交省

道路運送車両法の一部改正案

自動運転車など 安全性の確保へ

国交省

国土交通省は、今通常国会に「道路運送車両法の一部を改正する法律案」を提出し、自動運転車などの安全性を確保するための制度を整備する方針だ。改正法案は3月8日に閣議決定された。

主な改正内容は、①保安基準対象装置への自動運行装置の追加、②自動車の電子的な検査に必要な技術情報の管理に関する事務を行わせる法人の整理（電子的な検査の導入に伴い、自動車技術総合機構で実施）、③分解整備の範囲の拡大、および点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け、④自動運行装置などに組み込まれたプログラムの改変による改造などに係る許可制度の創設。

このほか、自動車検査証を電子化（ICカード化）するとともに、検査証の記録など事務に係る委託制度を創設する。

自動運転車については、2020年を目途に高速道路における自動運転などの実用化に向けて、技術開発が進められているが、設計・製造過程から使用過程にわたり、安全性を一体的に確保するための制度を整備する必要があることから、今回の改正を行うことにした。

自動運転対応で 道交法を改正へ

警察庁

警察庁は、今通常国会で「道路交通法の一部を改正する法律案」を提出し、「自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備」などを行う方針だ。改正法案は3月8日に閣議決定された。

具体的には、自動運行装置の定義などに関する規定を整備するとともに、その作動状態記録装置による記録などに関する規定を整備。自動車の使用者などは、自動運行装置の作動状態の確認に必要な情報を正確に記録する装置を備えていない状態などでの運転を禁止するとともに、その記録を保存しなければならないこととする。

あわせて、自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関して、自動運行装置に係る使用条件（道路運送車両法で規定）を満たさない場合、当該自動車の運転をしてはならないと規定する。

また「携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備」として、携帯電話使用などに関する罰則や反則金の限度額を引き上げる。

国交省

新たな検査手法導入へ 車載式故障診断装置

国土交通省自動車局は、自動運転に対応した新たな自動車検査手法として、車載式故障診断装置（OBD）を活用した検査を導入する方針だ。

同省は平成29年12月から、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」で、自動運転などに使用される電子装置までを対象とした、新たな検査手法について検討してきた。

同検討会がこのほど報告書を取りまとめたことから、これに基づき、新たな検査手法としてOBD検査を導入することにした。OBD検査の開始時期は、5年後の2024年（輸入車は2025年）を予定。

対象車は2021年以降の新型の乗用車やバス、トラック（認証を受けた自動車に限る。輸入車は2022年以降の新型車）。

対象装置は、①運転支援装置／アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報、②自動運転機能（保安基準に規定があるものに限る）／自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など、③排出ガス関係装置。

自動運転技術は、交通事故防止に大きな効果が期待される一方、故障時には誤作動などにより事故につながるおそれがある。このため、使用時において確実に機能維持を図ることが重要になることから、自動運転に使用される電子装置まで踏み込んだ検査手法を導入することにした。

今後、OBD検査の開始に向けて関係者と連携して準備を進める方針。

国交省

10日間の大型連休 テロ対策徹底を

国土交通省は3月11日、全日本トラック協会などに対し、自動車局長名で「即位日等休日法の施行に伴う大型連休（ゴールデンウイーク）期間におけるテロ対策の徹底について」を通知し、改めて会員事業者に周知徹底するよう求めた。

即位日等休日法により、今年のゴールデンウイークは10日間連続の大型連休（4月27日～5月6日）となる。これに伴い、同期間には大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事や催事などへの多数の人出が予想される。

このため、改めてテロ対策を徹底するよう呼びかけているもので、トラック関係では営業所・車庫内外の巡回や終業後のドアロックの徹底、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備などを求めている。

中央防災会議

融雪出水期 防災態勢の強化を

中央防災会議（会長・安倍晋三内閣総理大臣）はこのほど、全日本トラック協会などに対し、「融雪出水期における防災態勢の強化について」を通達した。

今後、融雪による災害被害が発生するおそれがあることなどを踏まえ、関係機関と緊密な連携のもと、特に気象などに関する情報の収集・伝達の徹底、警戒避難体制の強化、災害時即応態勢の確立――などに留意し、防災態勢を一層強化するよう求めたもの。

国交省

ドローン物流の推進へ ビジネスモデル検討会

国土交通省総合政策局は3月7日、第1回「過疎地域等におけるドローン物流ビジネスモデル検討会」を開催した。

ドローン物流の商業サービスの実現に向けて、ビジネスモデルの構築と支援方策を具体化するために設置したもの。

ドローン物流の実現に向けては、昨年9月に「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」が一部改正され、これにより目視外補助者なし飛行に関する要件が明確化され、事業環境の整備が一定程度、実現した。これを受けて昨年11月に、福島県南相馬市で審査要領に基づく、わが国初の目視外補助者なし飛行による配送が行われるなど、その展開が進展している。

同省は30年度に実施した検証実験結果などを踏まえ、ドローン物流を一層推進するため、今回の検討会を設置した。

運輸点描

働き方改革関連法が４月１日に施行され、中小企業に対しても来年４月から、時間外労働の上限規制（年720時間）が適用される。トラックドライバーについては５年間の猶予措置が講じられており、すぐに対応しなければならないのは、年次有給休暇５日の取得義務化などだ。ただ、同一労働同一賃金制度の導入は来年４月（中小企業は2021年４月）から、時間外割増賃金率の引き上げは2023年４月から実施されるため、早めの準備が求められる。

働き方改革関連法が施行

同一労働同一賃金まであと２年

原資となる適正収受が不可欠に

「トラック運送における取引環境・長時間労働改善協議会」が平成27年に中央と地方に設置されたが、その端緒となったのは、中小企業に対する、月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率の適用（現行25％から50％へ引き上げ）。

これに伴い当時、長時間労働が常態化しているトラック運送業に多大な影響を及ぼすとして、厚生労働省が国土交通省に相談を持ちかけ、取引環境を改善することにより、長時間労働を減らすことを狙いに協議会が設置された。

昨年、働き方改革関連法案が国会に上程される過程で、中小企業に対して今年から法定割増賃金率を適用するのは困難と判断され、４年間先送りすることで落ち着いた。実際、当初の予定通り今年４月から導入されていたら、今頃は大混乱が起きていたかもしれない。

取引環境・長時間労働改善協議会では、47都道府県でパイロット事業を行い、現在、好事例を横展開する段階にある。中央では、協議会のもとに運賃・料金検討会が設置され、その成果として標準貨物自動車運送約款が改正され、昨年12月には「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」が、厚労省と国交省および経済産業省・農林水産省の４省共同により策定された。

標準約款の改正は、運賃と運送以外の役務（荷役料金や手待ち時間料など）を別建てで収受すること、またガイドラインは運送に必要なコストは直接費だけでなく、間接費もかかることなどを示し、それをもとに荷主に交渉することを促す内容となっている。

標準約款の改正後、運賃・料金の変更届出手続きを行った事業者は、今年３月１日現在で３万４４２８社、業界全体（５万７１７２社）に占める割合は60・２％。関東運輸局管内では１万８７７社、管内全体の60・６％が届出を行っている。

旧約款で認可申請した事業者（つまり、運賃と料金を別建てにしていない）も全体の１割強に上り、そうした事業者を含めて関運局管内ではまだ７０００社強が新約款に移行していない。

このため各運輸支局では、「重要なお知らせ」として速やかに新約款に基づく届出を行うこと、監査時に手続きが確認できない場合は行政処分の対象となることを通知し、注意を促している。

ところで、大手物流企業の今年３月期決算は、その多くが過去最高の収益を上げる見通しだが、それは適正運賃・料金の収受を荷主企業に働きかけ、荷主もそれをある程度受け止めたためだとされる。そうした動きが中小企業にも波及することが期待される。また、そうならなければ、運送事業の持続が難しくなりかねない。

なぜなら、中小に対しても同一労働同一賃金制度が２年後から、時間外割増賃金率引き上げは４年後から、さらにドライバーに対する時間外労働の上限規制が５年後に適用されるからだ。

同一労働同一賃金を１年前倒しで導入を決めた日本通運では、対象者約６０００人に対して初年度１００億円のコスト増になると試算している。

原資の確保は適正運賃・料金収受にほかならず、荷主の理解が進みつつある今こそ、収受改善を図るチャンスといえる。

（ライター　澤田　誠）

厚労省・国交省・経産省中企庁

働き方関連法施行へ

取引上の配慮を要請

厚生労働省と国土交通省、経済産業省中小企業庁はこのほど、各事業主団体に対し、連名の要請文書「働き方改革関連法の施行に向けた取引上の配慮について」を発出し、短納期発注など長時間労働につながる取引が生じないよう呼びかけている。

働き方改革関連法に基づく改正規定が今年４月以降、順次施行されるが、発注者側である大企業などが時間外労働の上限規制を遵守することに伴い、そのしわ寄せとして受注側である中小企業などに対し、無理な発注を行うことなどが懸念されている。

このため、各省庁連名の文書で適切な対応を求めたもの。

要請文書によると、厚労省と中企庁は、極端な短納期発注などに起因する下請代金支払遅延等防止法などの違反が疑われる事案に対して、公正取引委員会を含む関係行政と連携し、指導強化を図っていると注意喚起。

また、昨年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準改正により、親事業者に対し、①自らの取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること、②やむを得ず、短納期または追加の発注、急な仕様変更などを行う場合には下請事業者が支払うこととなる増大コストを負担すること――などを求める規定が、努力義務として新設されたと説明。

さらに、働き方改革関連法制定に伴う労働時間等設定改善法により、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することが、事業主の努力義務になったとし、その遵守を求めている。

あわせて、厚労省では長時間労働につながる取引慣行の見直しを呼びかけるリーフレットを作成・配布し、取引上、配慮するよう呼びかけている。

短納期発注など抑制を

中企庁

長時間労働ＷＥＢ調査

問題ある商慣行が要因

中小企業庁はこのほど、長時間労働につながる商慣行に関するＷＥＢ調査結果をまとめ公表した。それによると、繁忙期の発生割合は建設業やトラック運送業・倉庫業などで８割を超え、特に多い状況にある。

長時間労働につながる商慣行として、「繁忙期対応」と「短納期対応」が指摘されることから、その背景にある実態を把握するため、昨年12月に中小企業を対象に実施したもの。

調査結果によると、繁忙期は約７割の企業で発生し、また短納期発注は直近１年間で６割の企業で発生している。

なかでもトラック運送業・倉庫業では、繁忙期の発生割合は87・６％と高い。その主要な取引先は食料品製造業や建設業、小売業などだ。

繁忙期の発生要因として①問題のある受発注方法の常態化、②年末・年度末集中などが挙げられ、一方、短納期発注の要因としては①納期のしわ寄せ、②受発注方法（多頻度配送・在庫負担・即日納入）などの問題が指摘されている。

こうした繁忙期や短納期発注により、従業員の平均労働時間が「増加する」との回答が多い。なかでもトラック運送業・倉庫業ではその割合が高く、繁忙期で98・０％、短納期発注で93・３％の企業が労働時間が「増加する」としている。

長時間労働を抑制するためには、こうした取引を見直し改善する必要がある。

経産省

改元に伴う情報システムの改修

事例集など情報提供

経済産業省は、５月１日の元号改元に伴う情報システム改修などへの円滑な対応を期すため、関係省庁や情報処理推進機構（独立行政法人）と連携し、さらに情報提供の充実・強化を図る方針。

具体的には対応事例集などをまとめ、業界団体や経済団体を通じて周知するとともに、同省ホームページ（特設ページ設置）やＳＮＳを活用した情報発信などを行う。

同省では２月中旬にかけて、改元に伴う情報システム改修などへの対応状況に関するアンケート調査を実施。その結果、２月時点で約60％の企業が和暦使用部分の調査・確認を完了し、約20％弱が調査・確認を実施中で、残りの約20％の企業が今後実施する予定。

このため、改元日までのシステム改修などが困難な場合でも、特段の問題が生じないようにするとともに、改元後に円滑に改修などが行えるように情報提供などを充実・強化していく方針だ。

東運支局

整備管理者研修（選任前）

来年度 計６回開催

東京運輸支局は５月から順次、平成31年度の整備管理者（選任前）研修（計６回）を開催する。受講料は無料。

受講対象は、整備管理者として選任予定の者。ただし、過去に同研修を受講した者や、自動車整備士（１～３級）の国家資格を有する者は受講する必要はない。

研修（半日研修）は各回とも２日間の日程で行い、各日午前・午後の計４回開催。受講者には修了証明証を交付する。開催日程と申し込み受付期間は、上表の通り。

研修時間は、各日とも午前９時～12時／午後１時30分～４時30分。会場はいずれも東運支局１階会議室（品川区東大井１の12の17）。定員は１回当たり最大66人（定員になり次第、締め切る）。

申し込みは「受講申込書」（東運支局ホームページからダウンロード可能）に記入し、ＦＡＸ送信する。

▽申し込み・問い合わせ先＝東運支局保安担当（☎03・３４５８・９２３７、ＦＡＸ03・３４５８・９７８３）

整備管理者研修日程（選任前）

	開催日	申込受付期間
第1回	5月8・9日	4月12～18日
第2回	7月10・11日	6月21～27日
第3回	8月27・28日	8月1～7日
第4回	10月1・2日	9月13～19日
第5回	来年1月15・16日	12月13～19日
第6回	来年3月3・4日	来年2月14～20日

矢崎のデジタコ・ドラレコ

巻込みカメラの映像を録画・モニター表示できます！

詳しくは、今すぐお電話を！

YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店

世田谷サービス株式会社

本社　03-5727-1600（担当・青木）

板橋(営)　03-5916-3557（担当・倉持）

ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp

E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協

経営教育委員会

東京都トラック協会経営教育委員会(内宮昌利委員長)は3月14日、平成30年度第3回委員会を開催し、「東ト協経営分析調査結果報告書」(29年度／2017年度決算結果)などをはじめ、今年度事業の実施内容を報告するとともに、来年度事業の実施計画案などを審議・承認した(**「経営分析」結果は7面掲載**)。

経営改善や人材養成へ
各種研修・セミナー

議事ではまず、今年度の人材養成事業について、物流経営士課程をはじめ、ロジスティクス研究会・青年部・女性部の三組織による各種研修などの実施状況を報告。また輸送相談や苦情処理状況、経営改善対策事業および情報システム化事業の実施内容を説明した。

引き続き、来年度事業の実施計画案や進め方などについて審議。各委員に対するアンケート結果を踏まえ、人材養成事業については事業環境の変化に対応したテーマを取り上げながら、おおむね従来通り実施する方針。

また、経営改善対策事業としては「東ト協経営分析」を継続実施するとともに、経営問題に関する研修会などを開催するほか、10月に予定される消費税増税に関するセミナーの実施を検討する。

情報システム化事業としては、eメールの活用などによりペーパーレス化の推進について検討する。また、クラウドやホームページの活用などにより、各支部との情報共有を強化するための方法を検討する方針。このほか、輸送相談や苦情処理事業を継続実施する。

内宮委員長は来年度事業の推進に当たり、同委員会の取り組み方針についてコメント。

働き方改革関連法が4月から施行されることを踏まえ、業界は時間外労働の上限規制適用について「5年間の猶予期間があるとはいえ、時間はすぐに過ぎる」と対応を促し、「業界の課題である人手不足への対応や労務管理の改善など、会員の事業経営に資する研修やセミナーなどを行っていきたい」と強調した。

東ト協

労務厚生委員会

働き方改革への対応
健康管理対策を強化へ

東ト協労務厚生委員会(飯田勇一委員長)は3月18日、東ト総合会館で平成30年度第3回委員会を開催し、今年度の労務厚生関係事業の実施結果を報告した上で、来年度の実施計画案などを審議・承認した。

飯田委員長はあいさつで、働き方改革関連法施行を踏まえ、適切な対応を呼びかけた上で、昨年11月の健康起因によるバス事故に触れ、定期健康診断などの受診率向上を図り、「業界全体で健康起因事故防止に努めていきたい」と述べた。

来年度事業の実施計画案によると、引き続き労務相談や労務講習会を開催する。

働き方改革関連法施行に伴い、2020年度から時間外労働の上限規制が中小企業にも適用され、業界では運転者(5年間適用猶予)以外の事務職や運行管理者などに適用されることから、労務講習会では就業規則見直しなどへの対応を含めて、講習を実施する。

また、健康管理対策を強化し、健康診断助成事業の助成数を3000人増の2万3000人に拡大し、受診促進を図る。

睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業も、助成数を500人増の2500人に増やす。血圧計導入促進助成事業に関しては、助成数を98台に増やし、1事業所1台で申し込みを受け付ける。

さらに、総合的ドライバー健康対策事業として、全日本トラック協会との共催で「過労死等防止・健康起因事故防止セミナー」を開催するほか、定期健診で要再検査となった場合に活用できる、労災無料2次健診の周知などを図る。

福利厚生対策事業では、引き続き「東ト協24時間電話健康・メンタルヘルス相談」を行うとともに、心の健康対策や生活習慣病の予防・改善、働き方改革推進に伴う労務問題などに関する研修会を実施する。

来年度　東ト協

初任運転者特別講習

東ト協は4月から順次、平成31年度初任運転者特別講習を開催する。本部・多摩会場で合わせて年間で延べ18回実施する。受講料は無料。

貨物自動車運送事業輸送安全規則に基づき、初任運転者に対する特別な指導(座学15時間・安全運転指導20時間以上)の実施が義務付けられている。

初任特別講習はその教育内容の一部・座学教育の6時間分について、会員事業者に代わり実施しているもの。講習終了後、受講者には修了証明書を交付する(遅刻・途中退出の場合、交付しない)。

なお、座学の残り9時間(積み付けなどの実車指導を含む)と、安全運転の添乗指導20時間以上は各事業者で実施し、運転者台帳などに記録・保存しておく必要がある。

受講対象は原則、都内の会員事業所所属の初任運転者など。

各会場の開催日程や申し込み期間などは、**表**の通り。

多摩会場は原則、多摩支部会員が対象だが、他支部会員も受講可能(問い合わせが必要)。

申し込みは会場別に受け付け、受講申込書に記入の上、FAX送信する。

▽申し込み・問い合わせ先＝〈本部会場〉東ト協運行管理部(☎03・3359・3618、FAX03・3359・4983)、〈多摩会場〉多摩支部(☎042・524・3469、FAX042・525・1775)

第1回講習　申し込み受付中

本部会場【東京都トラック総合会館】

開催日	申込期間
4月19日(金) 21日(日)	3月18日(月)～4月12日(金)
6月1日(土) 2日(日)	5月7日(火)～5月24日(金)
8月2日(金) 3日(土)	7月8日(月)～7月26日(金)
10月5日(土) 6日(日)	9月9日(月)～9月27日(金)
12月7日(土) 8日(日)	11月11日(月)～11月29日(金)
来年1月31日(金) 2月1日(土)	12月16日(月)～ 来年1月24日(金)

多摩会場【三多摩自動車会館】

開催日	申込期間
4月12日(金)	3月18日(月)～4月5日(金)
5月16日(木)	4月18日(木)～5月9日(木)
7月24日(水)	6月26日(水)～7月17日(水)
9月4日(水)	8月7日(水)～8月28日(水)
11月12日(火)	10月15日(火)～11月5日(火)
来年1月27日(月)	12月16日(月)～ 来年1月20日(月)

※講習時間：午前9時～午後4時(途中休憩含む)

東ト協　鉄鋼専門部会

脳血管疾患対策セミナー

日頃の健康管理や生活習慣の改善を

東ト協鉄鋼専門部会(瀬尾君雄部会長)は3月4日、東ト総合会館で「脳血管疾患対策セミナー」を開催し、同部会事業者などが参加した。

冒頭、松田俊彦副部会長があいさつし、「脳血管疾患対策ガイドラインの内容に沿って、ドライバーの健康管理について勉強していかなければならない」と述べ、取り組みを求めた。

セミナーでは、SOMPOリスクマネジメント・自動車コンサルティング部の中濱春樹担当部長が、「運送事業者が取り組むべき脳血管疾患対策」をテーマに講演。国土交通省が策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を用いて、健康起因事故の防止対策などについて説明した。

近年、健康起因事故が増加傾向にあるが、その報告件数の約3割が運転の操作不能事案。疾病別にみると、脳疾患(くも膜下出血・脳内出血)が最も多く、脳血管疾患により事故を起こした運転者の年齢は40歳以上が約96%を占める。

特に肥満や高血圧など複数の危険因子に該当すると発症リスクが高く、いつ発症するかも分からないため、日頃の健康管理や生活習慣・生活リズムの改善、脳健診の受診などに加え、乗務前点呼時の血圧の確認や、職場で報告しやすい環境づくりなどが重要と指摘。継続的に体質改善を図る方法などを紹介した。

協会日誌

【3月1～15日】

1日　支部輸送相談員研修会▽女性部正副本部長会議

4日　事務局部長会▽グリーン・エコプロジェクトセミナー(4、7、8日)▽鉄鋼専門部会脳血管疾患対策セミナー▽タンクトラック専門部会正副部会長・監事合同会議▽青年部正副本部長会

5日　広報・情報委員会▽東京都貨物輸送評価制度セミナー

6日　ロジ研チャリティゴルフコンペ▽東京運輸支局・街頭検査に協力▽物流経営士課程▽福利厚生対策事業研修会

7日　東京都交付金事業審議委員会▽近代化基金運営委員会▽関ト協海上コンテナ部会正副部会長・監事合同会議▽東京2020オリンピック・パラリンピック大会に係る交通需要マネジメントに関する説明会▽総務小委員会▽食糧専門部会麦・粉委員会▽青年部幹事会

11日　事務局部長会▽税制金融委員会▽組織整備特別委員会▽総務委員会▽ロジ研トラック業界問題セミナー

12日　青年部研修会▽同交流会

13日　指導監査▽物流経営士研修交流会

14日　経営教育委員会▽海上コンテナ専門部会定例業務委員会

15日　環境委員会正副委員長会議▽同委員会

日程ボード

【4月1～15日】

3日(水)　正午＝重量品専門部会委員会(東ト総合会館)

10日(水)　10時30分＝ダンプ専門部会全体会議(東ト総合会館)▼14時＝運輸安全委員会(同)

11日(木)　10時30分＝鉄鋼専門部会役員会(東ト総合会館)

12日(金)　11時＝都庁・区役所専門部会役員会(東ト総合会館)▼15時＝支部事務局事務長会議(同)▼15時＝広報・情報委員会(同)

15日(月)　13時＝フェスタ実行プロジェクトワーキンググループ会議(東ト総合会館)▼15時＝フェスタ実行プロジェクト会議(同)

新会員

【新宿支部】

◆株式会社TENZAN＝新宿区喜久井町45番地▽☎03・5272・3212▽一般貨物運送(普通車5台、小型車1台)

【多摩支部】

◆有限会社ダイショウサービス＝立川市錦町5の10の34▽☎042・524・7857▽一般貨物運送(普通車16台)、軽貨物車運送(1台)、利用運送

来年度の事業計画案
GEP参加拡大・拡充を促進

東ト協 環境委員会

東京都トラック協会環境委員会（青柳保之委員長）は3月15日、東ト総合会館で平成30年度第3回委員会を開催し、来年度の事業計画案などについて審議・承認した。来年度はグリーン・エコプロジェクト（GEP）事業の参加費用を見直し、費用負担なしで参加できるようにする方針。

議事ではまず、今年度の環境対策事業の推進状況について報告し、環境改善促進事業の環境性能優良トラック導入補助や、省エネ対策用機器の導入補助の申請状況について説明した。

またGEPの活動状況を報告。2月末現在の参加事業者数は604社で、参加車両数（都外ナンバーを含む）は1万9073台。昨年1月以降では、新規に9社が参加する一方、60社が参加を取り止めた。

この後、来年度の事業計画案について審議。引き続き環境対策対応促進事業を推進し、GEPへの参加促進を図るとともに、東京都「貨物輸送評価制度」の評価取得に積極的に取り組む。

特にGEPに関しては、東ト協の最重点事業として改めて参加拡大に取り組む方針。具体的には参加費用の事業者負担を見直し、前年度に一部有料化した車両登録料（1台当たり1000円）、月額利用料金（同200円）について負担なしで参加できるようにする方針。セミナー参加費用も引き続き全額補助する。

また参加インセンティブ措置として、グリーン経営認証取得促進補助やホームページ新規作成補助を継続実施することに加え、新たに環境性能優良トラック導入補助（小型車3万円、中型車6万円、大型車10万円）を行う方針。

さらにGEP開始13年目を迎え、次のステップとして新たな環境CSRへの取り組みを展開し、参加事業者の企業価値向上に向けた取り組みを支援する。

これらに加え、環境改善促進事業として、CNGトラックを中心とした環境性能優良トラックの普及促進とともに、エコドライブ管理システム用機器やドライブレコーダー用機器、環境タイヤ（リトレッドタイヤ）など省エネ対策用機器の導入促進を図る方針だ。

このほか、同日は来年度の国や東京都の環境対策関連予算などについて説明した。

東ト協 福利厚生対策事業研修会
健康経営と働き方改革への対応

東ト協は3月6日、東ト総合会館で平成30年度第2回福利厚生対策事業研修会を開催し、会員事業者の管理者・実務担当者などが参加した。

冒頭、飯田勇一副会長（労務厚生委員長）があいさつし、「ドライバー不足問題の解決には劇的な手立てはない」とした上で、「従業員を大切にし、定着化を進めることが会社のプラスになり、それが新しい人材の確保にもつながる」と述べた。

同日は、汐留ガーデンクリニックの上田真院長（内科・抗加齢医学医師）が「社員の健康を会社が守る健康経営～健康経営で社員の定着と採用を図ろう～」と題して講演。社員が生き生きと働ける職場づくりを目指す健康経営は、経営トップが率先して推進することが重要と強調した。

その上で、健康増進を図れば生産性が向上し、業績の改善が図れるだけでなく、企業イメージも改善し優秀な人材の確保にもつながると説明。取り組み推進に活用できる「健康経営認定制度」について紹介した。

引き続き、グローアップ社会保険労務士法人の岡本重信氏（特定社会保険労務士）が、「トラック運送事業者の労務管理と行政対応のポイント～働き方改革が運送事業者へ与える影響～」と題して講演。

時間外労働の上限規制への対応などについて説明し、今後、より適切な労働時間管理や労務管理が求められ、賃金制度の改正も必要と指摘した。

青年部研修会
管理職の役割 人を動かし育てること

東ト協青年部（岩田享也本部長）は3月12日、東ト総合会館で平成30年度研修会を開催し、同部会員および会社の関係者などが参加した。

冒頭、岩田本部長があいさつし、働き方改革として「ドライバーの労働時間短縮などを図るためには、経営者が代わりに運転するような対応では難しくなる。人材育成を含め、そのための体制を整備していく必要がある」と述べた。

研修会では、ブラマンテの田島弓子代表取締役が、「プレイングマネジャーの働き方～活気ある職場づくりを目指して、管理職が果たすべき役割とは～」と題して講演。

同氏はまず、中小の事業者では経営者がマネジメントを行いつつ、営業活動や運転も行う、プレイングマネジャーの役割を果たすことが多いが、管理職の役割は第一義的には「人を動かし成果を上げること」と強調。そのためには人材を育成し、部下に任せる仕事を最大化していく必要があるとした。

また、部下が仕事に良い感情を抱くようにする具体策や、達成感を持たせるようなモチベーションマネジメントについて説明した。さらに、人を動かすコミュニケーションやビジネスコミュニケーションの取り方などについて説明し、「人を動かす好循環をつくり、職場に活気と成果を」とアドバイスした。

ロジ研 第2回 トラック業界問題セミナー
事業法改正踏まえ 業界課題の改善を

東ト協ロジスティクス研究会（田中敏之本部長）は3月11日、東ト総合会館で平成30年度第2回「トラック業界問題セミナー」を開催し、ロジ研をはじめ青年部の会員事業者などが参加した。

冒頭、田中本部長があいさつし、「トラック運送業界は難しい課題に直面し、今後に向けて取り組んでいかなければならないことが多い」とし、課題克服への取り組みを呼びかけた。

今回のセミナーでは、京都大学大学院工学研究科教授の藤井聡氏が「運輸業界と日本経済」と題して講演。同氏は主に、昨年12月に成立した貨物自動車運送事業法の改正内容や、国土交通省などが策定した「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」について解説した。

同氏は、28年開催のロジ研オープンセミナーで講演した際に、規制緩和による影響や問題などを指摘したが、そうした問題の改善に向けた政策や施策などが進められつつあるとし、これらを踏まえて運賃・料金収受をはじめ、業界が直面する問題の改善に向けた取り組みを促した。

また各種の統計データから、消費税の増税をはじめ、現行税制の問題点などを指摘し、抜本的な税制改革の必要性を強調したほか、働き方改革に向けた対応や必要な取り組みなどについて説明した。

中央支部 運転者講習会
居眠り運転事故 防止対策テーマに

東ト協中央支部（吉田浩一支部長）は3月13日、中央区の月島社会教育会館ホールで、平成30年度第2回運転者講習会を開催した。

冒頭、吉田支部長があいさつし「運転者の皆さんには引き続き、事故を起こさない、そして事故に遭わないよう安全運転に努めていただきたい」と述べた。

講習会では、月島警察署の湯浅孔一交通課課長代理が安全講話を行い、都内における交通事故の発生状況や、事故を起こした場合の刑事手続きなどについて説明。プロドライバーにはより高いレベルでの安全運転の徹底が求められているとした。

引き続き、ディ・クリエイトの上西一美代表取締役（交通事故防止コンサルタント）が「ドライブレコーダー（DR）映像で見る見落としの危険性（居眠り運転編）」と題して講演。

DR映像を使いながら、居眠り運転事故の恐ろしさを説明し、運転中に眠気を感じた時の対処法や、その防止のために睡眠の質を向上させる方法などを紹介。眠気を感じたら、すぐに運転をやめることが重要とアドバイスした。

東ト協

からだ・メンタルヘルス

電話・Webで健康相談

お気軽にご利用を！無料

東ト協は、会員事業者の従業員などを対象に、メンタルヘルス関係を含めた各種健康相談に応じる「24時間電話健康相談」を行っている。

24時間・365日年中無休で、利用は無料。メンタルヘルス関係の相談には心理専門職が対応している。

◆ 電話相談窓口 ◆

フリーダイヤル **0120-109-371**

あわせて、健康情報に関するWebサイト「健康・こころのオンライン」（https://www.healthy-hotline.com/ ログインID＝tora）も利用可能。

「重要物流道路」区間
海コン車、特車許可不要に
国交省　車両制限令一部改正

国土交通省は、「車両制限令の一部を改正する政令」などが3月20日に公布・施行されたことに伴い、国際海上コンテナ（40フィート背高コンテナ）を運搬するセミトレーラ連結車は今後、「重要物流道路」指定区間を通行する場合、特殊車両通行許可を受けずに通行できるようにする。

国際海コン車が機動的に通行できるようにするため、昨年、道路法などの一部改正や関係政令の整備により、重要物流道路制度が創設され、同道路に係る特別の構造基準が規定された。

これに伴い、道路の構造の保全や交通の危険防止上の支障がない道路については、国際海コン車が特別の許可なく通行できるようにするため、今回、車両制限令などを一部改正したもの。

改正内容は、道路管理者が指定した道路を通行する国際海コン車について、車両の構造に応じた重量や長さの最高限度を新たに規定。具体的には車両の制限値を総重量44トン、車高4・1メートル、車長16・5メートルとした。

同政令施行にあわせ、同省は「車両の通行の許可の手続等を定める省令」を一部改正し、指定区間を特車許可なく通行できる車両の要件について、国際海コン運搬用セミトレーラであることを証明する書類携行や、ETC2・0車載器搭載および登録などと定める予定。

重要物流道路　供用中区間対象に　3月末めどに指定

一方、国交省は今年度末（3月末）をめどに、重要物流道路として供用中の高規格幹線道路や直轄国道、都市高速道路および主要な拠点（空港・港湾など）へのラストマイル（アクセス道路）約3万5000キロメートルのほか、重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害拠点（備蓄基地・総合病院など）への補完路約1万5000キロメートルを指定する予定。

なお、来年度には事業中・計画中を含めて、重要物流道路の指定を行う予定。

警視庁
トラック盗難に注意　防止対策の再確認を

警視庁では、トラック運送事業者に対し、重要な事業資産であるトラックの盗難防止対策の再確認と徹底を呼びかけている（**本号にチラシ同封**）。

都内における自動車盗難の認知件数は減少傾向にあるが、同庁によると、平成29年には203件の被害が確認されている。その被害状況は鍵を付けたままの被害が48・3％、駐車場での発生が47・3％と多い。

このため盗難防止対策として、車両から離れる時は必ずドアロックを徹底することや、会社・事務所内での適切な鍵の管理、盗難防止機器の設置など対策を講じるよう求めている。

盗難に遭えば、事業者にとって重要な事業資産を失うばかりでなく、トラックを暴走させて人混みに突っ込むという重大犯罪などに利用されるおそれもあるとして、盗難防止に注意を促している。

営業用トラック関与の交通事故の特徴
「青だけど　車は私を見てるかな！」

平成31年2月末現在の都内全域の交通事故発生件数（本年累計）は4,996件で、前年同期比45件減少し、死者数は20人で同8人の減少となった。

営業用貨物車の関与事故（**「違反別」表の下段「注」参照**）発生件数（本年累計）は、443件で前年同期比86件減少し、死者数は1人で同3人の減少となった。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が65件で前年同期比3件増加し、死者数は0人だった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が120件で、前年同期比25件の減少となっている。

違反別　営業用トラック関与の交通事故　平成31年2月末（本年累計）

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	12	10	3	0	0	1	0	0	0	11	37
		関与事故件数	11	10	4	0	0	1	0	0	0	22	48
		（前年比）	−22	−10	−5	−2	±0	−2	±0	±0	±0	−3	−44
	中型	1当件数	19	16	2	1	0	2	3	0	0	12	55
		関与事故件数	20	15	5	1	0	1	3	0	0	19	64
		（前年比）	+3	−7	±0	−2	±0	−1	+1	±0	−1	−16	−23
	準中型	1当件数	25	18	7	2	0	6	1	0	0	18	77
		関与事故件数	26	16	9	2	0	6	1	0	0	39	99
		（前年比）	−3	−12	+3	−1	−1	+1	+1	±0	±0	−7	−19
	普通・軽	1当件数	64	29	32	3	4	8	5	0	0	30	175
		関与事故件数	63	28	41	3	4	8	5	0	0	80	232
		（前年比）	−3	−1	+13	±0	+1	−1	+1	±0	±0	−10	±0
	合計	1当件数	120	73	44	6	4	17	9	0	0	71	344
		関与事故件数	120	69	59	6	4	16	9	0	0	160	443
		（前年比）	−25	−30	+11	−5	±0	−3	+3	±0	−1	−36	−86
死者数	大型貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中型貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準中型貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	普通・軽貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の（前年比）は、関与事故件数のもの。

厚生労働省
「STOP！熱中症」5～9月キャンペーン
熱中症の死傷数　2倍以上に増加

厚生労働省は、職場での熱中症予防対策を一層推進するため、労働災害防止団体などと連携して、平成31年「STOP！熱中症　クールワークキャンペーン」を展開する。

キャンペーンは4月を準備期間とし、5月から9月まで実施。予防対策の事業場への周知・啓発やセミナーの開催、教育用ツールの提供などを行い、予防対策を徹底することにより、重篤な熱中症災害の防止に取り組む。

今年は従来の取り組みに加え、新たにWBGT値（暑さ指数）に応じた休憩時間の目安や、緊急時の早めの搬送について重点的に情報提供する。

昨年の「職場における熱中症による死傷災害の発生状況（速報値）」によると、死傷者数は1128人、死亡者数は29人で、いずれも前年の2倍以上に増えている。

業種別にみると、運送業での死傷者数は162人で前年比77人多く、2倍近くに増加。死亡者数も前年のゼロから4人に増え、予防対策の徹底が求められている。

警察庁
事業用貨物車　死亡事故35件と減少
交通事故統計　2月末累計

警察庁の交通事故統計によると、事業用貨物自動車（軽貨物車を除く）第一当事者の死亡事故件数は、2月末累計で35件と前年同期比5件（12・5％）減少している。

車種別にみると、大型車が20件で同1件、中型車が10件で同3件、準中型車が4件で同2件のそれぞれ減少。ただ、普通車は1件で同1件の増加となっている。

月別にみると、1月は全体で13件と前年同月比11件（45・8％）少なく、大幅に減少したが、2月は22件で同6件（37・5％）の増加に転じた。

人件費や燃料費負担増加が響く

東京都トラック協会は、平成29年度（2017年度）決算版「経営分析調査結果報告書」をまとめた。それによると、本業である一般貨物運送事業の営業損益は全体平均でかろうじて黒字を確保したが、赤字企業割合が3年ぶりに半数以上を占め、厳しい経営状況にあることを示している。

経営分析は、東ト協経営教育委員会（内宮昌利委員長）が実施したもの。集計対象は、全日本トラック協会「経営分析」基準と同じ貨物運送事業の売上高比率が80％以上の事業者。集計数は201社（1社平均車両台数21・3台、平均輸送量4万4703㌧）。以下、増減などは前年度比。

赤字企業割合が半数以上に

営業利益率わずか0・1％

◈赤字企業が52％

1社平均の売上高（兼業を含む）は、2億2736万6000円で1・2％増収。このうち、運送収入は2億2574万6000円で5・1％増収。売上規模別にみると、売上高1億円以下が全体の約44％を占める。

運送事業損益については、赤字企業が105社（全体の52％）と半数を超え、黒字企業は96社（同48％）で、黒字割合は10㌽低下した。車両規模別にみると、赤字割合は「10台以下」が59％、「11～20台」が58％と高い。

◈採算状況が悪化

採算状況をみると、売上高営業利益率は0・2％で0・7㌽低下し、運送事業の営業利益率はわずか0・1％と0・5㌽悪化した。車両規模別にみると、すべての規模で悪化し、特に「10台以下」は10年連続の赤字。

売上高経常利益率は0・3％で1・0㌽、運送事業の経常利益率も0・3％で0・6㌽それぞれ悪化している。

総資本経常利益率は0・3％で1・1㌽、自己資本比率は29・3％で4・1㌽それぞれ低下し、これら経営指標も悪化している。

◈1日1車利益39円

従業員1人当たりの付加価値額（労働生産性）は556万9000円で0・9％の減少に転じた。

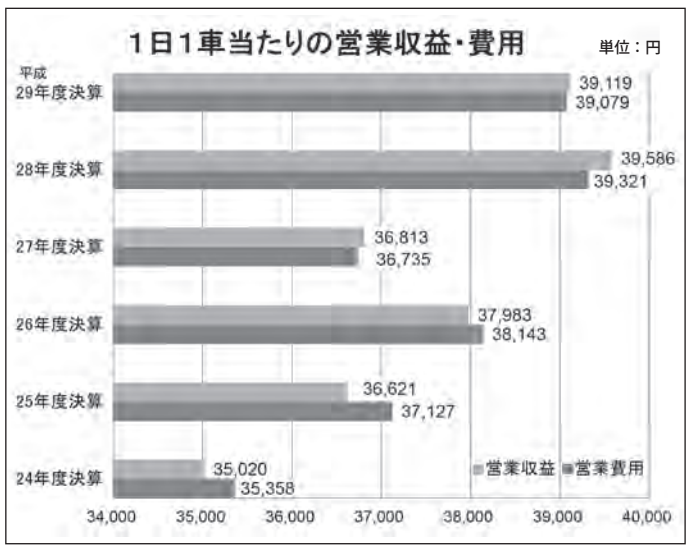

1人当たりの営業収益は844万5000円で0・8％減少したが、営業費用は843万6000円で0・2％の減少にとどまり、この結果、1人当たりの営業利益は9000円にすぎず、大きく悪化（前年度利益5万7000円）した。

1日1車当たりでは、営業収益が3万9119円で1・2％減少する一方、営業費用は3万9079円で0・6％の減少にとどまり（**上図**）、この結果、1日1車当たりの営業利益はわずか39円と大幅に悪化（前年度利益265円）。

走行1キロ当たりでみると、営業収益は249円で3円減少し、一方、営業費用も同じ249円で1円減少。この結果、1キロ当たり営業利益は2円減少の0円と利益を確保できていない状況。

◈人件費比率が上昇

主な運送費用をみると、運送事業の営業収益に占める運送費比率は85・3％で0・2㌽低下したが、人件費比率は57・8％で0・4％上昇（金額では5・6％増）。車両規模別では、「10台以下」の人件費比率が59・5％と最も高く、「51～100台」は56・7％と最も低い。

燃料油脂費比率は8・9％で1・0㌽上昇。このうち軽油費比率は8・0％で1・0㌽上昇している。

アクセル君　芝岡☆友衛　No.860

全ト協 来年度 ドライバーなど安全教育訓練促進助成

東ト協 4月から受付

全日本トラック協会は、2019年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」を実施する。トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講を促進するため、受講料を助成しているもの。

これに伴い、東京都トラック協会は4月1日から、受付を開始する。受付期間は来年3月30日まで。先着順で、東ト協割り当ての助成枠に達し次第、受付終了。

全ト協が定めた特定または指定研修施設の受講料を助成するもので、会員事業者の都内事業所に勤務する運転者などが対象。原則として1社8人まで助成する。

助成額は、一般研修（1泊2日）の場合、1人当たり1万円を定額助成。

特別研修（2泊3日または4泊5日）については、安全性優良事業所は受講料を全額助成し、これ以外は受講料の7割を助成する。

申し込み手続きは、まず東ト協に助成枠の空き状況などを確認した上で、受講希望の研修施設に予約した後、助成枠の申し込みを行う。

各研修施設や研修内容、日程など詳細は、全ト協または東ト協ホームページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協運行管理部（☎03・3359・3618、FAX03・3359・4983）

東京会場 5月17日

運輸ヘルスケアナビシステム活用セミナー

全ト協

全日本トラック協会は4月から順次、全国各会場で、2019年度の「運輸ヘルスケアナビシステム」を活用した定期健康診断のフォローアップ、および睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナーを開催する。

ヘルスケアナビシステムは、全ト協が昨年度、定期健診の事後措置の徹底を図るため構築したもので、その活用に向けてセミナーを開催するもの。

東京会場では5月17日午後1時30分～4時、東ト総合会館で開催する。参加費は無料。定員は150人。申し込みは5月10日まで。

セミナーの内容は、第1部がヘルスケアナビシステムを活用した定期健康診断のフォローアップについて、第2部はSAS対策について。

詳細は、全ト協ホームページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先＝ヘルスケアネットワーク（OCHIS／東京オフィス☎03・3295・1271、FAX03・3295・1274）

東運支局 自動音声案内 4月から開始

東京運輸支局（本庁舎）では4月1日から、代表電話番号を設置し、各対応窓口について自動音声案内を開始する。

▽代表電話＝☎03・3458・9231

※自動車（軽自動車を除く）などの検査登録手続き＝自動車ヘルプデスク（検査・登録担当＝☎050・5540・2030）

なお、各対応窓口と選択番号は、次の通り。

輸送担当＝1▽監査担当＝2▽保安担当＝3▽整備担当＝4▽総務企画担当＝5

動向ファイル ◇2月分◇

●**経済同友会**、政策提言「経済成長と競争力強化に資する物流改革」を公表。サプライチェーン全体で物流の効率化・標準化を推進するため、社会インフラとして「物流プラットホーム」を構築することなどを提言する（5日）

●**東京都と東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会**、第4回交通輸送技術検討会を開催し、首都高速道路の交通流動を確保するための追加対策として、ロードプライシング（通行料金に上乗せ課金）やナンバー規制などの検討案を示す（6日）

●**警察庁**、道路交通法に基づく「『制限外積載許可取扱要領』について」（通達）を改正し、包括申請に関する許可期間について、これまでの原則として3か月以内から1年以内に許可期間を延長する（14日）

●**国土交通省**、特殊車両通行許可証の携行義務について、従来の紙媒体に代え、パソコンやタブレットなど電子機器に入れた電子媒体による携行を可能とする、関係省令の改正を公布する。4月1日から施行（15日）

●**厚生労働省**、日本経済団体連合会など経済4団体に対し、大臣名で働き方改革関連法の施行に向けた周知・啓発を要請する（18日）

●**東京都トラック協会**、平成30年度第2回交付金事業実施計画案検討委員会を開催し、来年度の計画案を承認する。新規事業として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交通需要マネジメント（TDM）などに対応するため、支部活動運営費を拡充し、1支部当たり80万円（単年度）を交付することなどを盛り込む（20日）

●**国交省と厚労省**、第10回「トラック輸送における取引環境・労働時間改善中央協議会」・第9回「トラック運送業の生産性向上協議会」を開催し、トラック輸送の生産性向上や物流の効率化、女性などを含めた多様な人材確保に向けた労働環境の実現を目指す、「ホワイト物流」推進運動の進め方などを決定する（20日）

●**東京都**、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今夏に交通混雑緩和への取り組みを呼びかける「スムーズビス推進期間」（7月22日～9月6日）を設定すると発表。推進期間中に、来年の大会開催期間に相当する「集中取組期間」（7月22日～8月2日と8月19日～30日）を設定し、交通需要マネジメント（TDM）のトライアルなどを実施する（22日）

坊巷透話（ぼうこうとうわ）

ルポライター 飛鳥井 恭司

人生 一身にして 二生をどう過ごす

注目される伊能忠敬

3月、4月は別れの季節、出会いの時期だ。入学、入社など新たな世界への出発とともに、長年、親しんだ仕事や会社などからの別れもある。仕事を離れた後の歩みで、関心を持たれているのが伊能忠敬。昨年は、忠敬没後200年に当たり、各地でイベントが催されたり、話題にもなった。

平均寿命が延びている。作家の井上ひさしは「人生の山が一つから二つになった」といい、我々の大半が「一身にして二生を経る」生き方を余儀なくされ、仕事を離れた後の生き方が問われている。

「一身にして二生」は福沢諭吉の言葉として有名だが、こうした人生、二山の時代を迎え、井上は伊能忠敬が人生の達人と気づいた。井上に忠敬を描いた作品に『四千万歩の男』がある。仕事を離れた後の人生に、もう一山ある過ごし方をどうするかで、忠敬に目を向けたのである。

伊能忠敬が、55歳から17年間かけて全国を測量し、歩き回ってまとめたのが日本地図『大日本沿海輿地図』（伊能図）。現在の衛星写真を使った最新技術と比べても、その正確さには驚かされる。

伊能図は、縮尺によって▽36万分の1の大図（214枚で全国をカバー／一里を3寸6分に縮尺）▽中図（8枚で全国をカバー／大図の6分の1）▽小図（3枚で全国をカバー／中図の2分の1）がある。大図を全部広げるには、体育館級の広さが必要となる。

伊能図は実際の測量を基に作成しており、測量をしていない場所は記入されていない。だから、測量していない霞ケ浦は地図にない。また山地を緑、水は水色、砂浜は黄色などに色分けし、寺社や陣屋、港、国境などの記号も多く使っている。

測量に基づいているため正確だが、地域の情報量は絵図にはかなわず、寺社参詣や旅行などの道中案内といった実用向きではなかった。絵図は距離や方向は問わないが、書かれている通りに歩けば宿場、名所・名物など目的地に辿り着ける。

忠敬第二の人生は、50歳で江戸に出て、天文学者の高橋至時（よしとき）に弟子入りしてから始まる。それまでは婿入り先の伊能家で家業の発展に努め、身代を大きくした。

忠敬がやりたかったのは、丸い地球の大きさを図ろうということで、距離を測るために行ったのが歩いて距離を算出する歩測。歩測はゴルフでよく目にする姿だが、正確に測るにはそれ相応の訓練が必要となる。

忠敬が地球の大きさを測ろうとしたのは、伊能家の先代たちの業績に1ページを加えたかったこともあるようだ。悠々自適に過ごすこともできただろうが、そうしなかったのは家業を譲った後に、学問好きの封印が取れ、何かをやり遂げたいという思いからだろう。

当時の時代も忠敬にチャンスをもたらした。外国船が日本沿岸に出没するようになり、江戸幕府は蝦夷地の正確な地図を求めていた。その地図作りを目的にしながら、同時に地球の大きさを測るための計測も行う。

子午線1度の正確な距離が分かれば、地球の大きさが分かるとして、計測の結果、1度を28・2里と割り出し、地球は約4万キロメートルと推計した。

北海道地図の成果が、幕府を巻き込んだ全国地図作成という大プロジェクトになっていった。「伊能図」作りには全国各地（各藩）で庶民を含め、多くの協力者がかかわった。

忠敬のような大業が、そうそうできるものではないが、これまでためていたことや、封印していたことなどを出して動き回る。それにつられて周りも動き始める。とにかく、動かないことにはチャンスも生まれない。

一歩を踏み出し、それぞれのリズムで生きる。もっと単純に言えば、歩くことが認知症をはじめ、健康に良い効果を与えることは知られているから、とりあえずは忠敬のように、全国を歩ける「歩き方」を身に付けることから始めてもいいだろう。

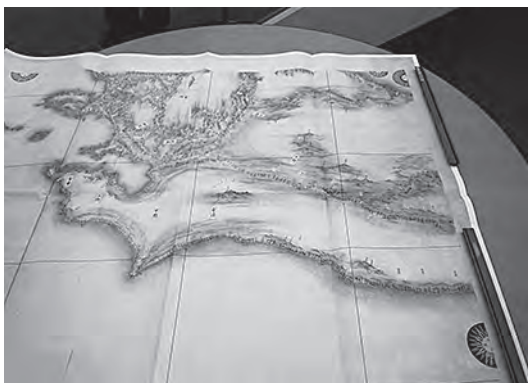

伊能忠敬の『大日本沿海輿地図』（㊤全国、㊦関東地方）

富岡八幡宮にある伊能忠敬像

ポケット

大江戸 フォト散歩 第84回

まちかど写真家 筑峯 総太

100年ポスト

総務省の2017年版「情報通信白書」によると、2016年時点で、全国の郵便ポスト数は18万1523本。2012年には1万本近くが減ったものの、最近5年間は、ほぼ横ばいで推移している。

郵便制度開始の1871（明治4）年には62か所、その4年後には約500本となり、その後、増加の一途を辿った。

設置当初のポストは黒色とされ、その当時は公衆便所が普及し始めた頃でもあったことから、ポストの「便」を見て問題が起こった。1901（明治34）年に鉄製ポストが試験導入され、その際に目立つ赤色に変えられた。

郵便ポストの正式名称は郵便法により「郵便差出箱」という。1970年代までは、円形状の鉄製丸ポスト（1号丸型）が主流だったが、その後、多くは箱型に置き換えられた。

丸ポストもまだ現役で使用されているが、23区内ではわずか5本を残すばかり。23区以外では、小平市に37本もあり、都内で最も多いことから、「丸ポストのまち」としてアピールしている。

ここは、東京駅丸の内南口。大正時代の丸型ポストが今なお現役だ（写真）。1日に3度回収し、日曜・祝日も2回、回収が行われる。不思議なのは側近に東京中央郵便局があるのだが、なぜか、ポストの管理は銀座局なのである。

元は、茨城県神栖市の「波崎郵便局」前に設置されたものだが、1986（昭和61）年7月に同市の「みだ保育園」に移設され、28年間にわたり園児の安全を見守ってきた。

それを2014（平成26）年、東京駅の開業100周年を機に、同時期に製造されたポストを当時の原型のまま復元し設置した。どことなくノスタルジーな丸ポスト。駅利用者を見守り、第三の余生を東京のど真ん中で送っている。

あちこち見て ある記

ダムカード

小河内ダムなど 都内2か所で配布

国土交通省と水資源機構は2月末、天皇陛下御在位30年記念ダムカードを発行すると発表しました。その特別デザインのカードが、期間限定で全国のダムなどで配布されています。ただ、都内のダムでは限定カードの配布がなく、少し残念なところです。

この「ダムカード」は、ダム訪問者に配布されるカード形式のパンフレット。統一デザインの公式カードは、現在600枚以上もあるそうです。全国各地で配布されているため、コレクターにはとても貴重なものとなっています。

ちなみに、都内では、西多摩郡奥多摩町にある「小河内ダム」と「白丸調整池ダム」の2か所で配布されています。

このうち小河内ダムは、東京都水道局が管理する都民の水がめの役割を果たす重要な施設です。1957（昭和32）年に完成し、総貯水容量は1億8910万トンを誇ります。

なお、近隣に「奥多摩水と緑のふれあい館」があり、ここではダムと水の役割を学ぶことができ、食堂では、限定でダムカレーが食べられます。

小河内ダム（西多摩郡奥多摩町原5番地）
▽ダムカード配布場所
小河内貯水池管理事務所（午前8時30分～午後5時15分、土・日曜日、祝日を除く）▽小河内ダム展望塔（午前10時～午後4時）▽奥多摩 水と緑のふれあい館（午前9時30分～午後5時、水曜日休館／祝日の時は翌日）

三丁目

人手不足も極まれり、という思いが強い。最近の新聞報道で1面付に「白タク規制緩和へ」と大見出しが載っていた。理由は「過疎地で運転手不足深刻」だからというものだが、昨今の事情はもっと複雑な様相を呈し、単なる人手不足を補うというものではないようだ◆自家用の営業類似行為は法律で厳しく規制されているが、人手不足により営業用車が足りず、住民の不便が増大していることから、過疎地などでは例外が認められている。報道によると「政府はこの制度をさらに緩和し、利便性を高める方針だ」という◆ここまでは普通の状況のようだが、今後さらに緩和を進める方針だ。これに対しタクシー業界は、反発を強めている。なし崩しに規制緩和が進むのを恐れているわけだ◆例えば、アメリカでは「ライドシェア」（相乗り）の解禁につながるとの懸念が関係者の間で強まっている。規制緩和がますますエスカレートしかねないとの心配が拭いきれないようだ◆これはタクシー業界の話題ではあるが、規制緩和という枠組み外しの動向は、必ずしも他人事ではない気がする。